

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例について

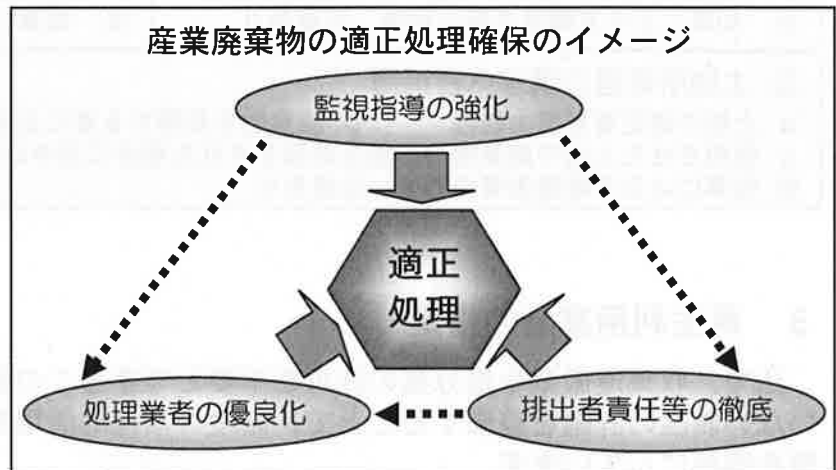
I 条例の基本的考え方

この条例は、廃棄物の適正な処理に関する規制や処理施設の設置に関する合意形成の手續等を定めることにより、廃棄物の適正な処理を確保し、もって県民の生活環境の保全に資することを目的としています。

背景
1 後を絶たない不適正処理事案
2 処理施設の設置・運営に係る地域紛争

↓

条例制定の目的
1 廃棄物の適正処理の確保
2 廃棄物の処理施設の設置に係る地域の合意形成



II 条例の主な内容

1 責務

県、事業者及び県民の責務は以下のとおりです。

県：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）又はこの条例の規定に基づく行政処分、勧告等を厳正かつ速やかに行う。

事業者：産業廃棄物の適正な処理を行うために必要な管理体制の整備に努める。

県民：廃棄物の不適正な処理を知ったときは、関係機関に直ちに通報する。

2 産業廃棄物の適正な処理に関する規制

法では十分な対応ができない産業廃棄物の不適正な保管や処理、あるいは木くず等の保管や木くずチップの利用について独自の基準を定め、生活環境の保全を図っています。

また、排出事業者や土地所有者、さらに建設工事の発注者及び受注者が行うべき措置を定め、廃棄物が不適正に処理され、環境保全上の支障が生じるような場合には、知事は、その措置を講じなかった者に支障の除去等の措置を講ずべきことを勧告・公表できることとしています。

(1) 産業廃棄物の処理に関する基準等

① 産業廃棄物の処理等に関する基準

- ・ 素堀・露天の穴への廃棄物の保管禁止
- ・ 廃棄物を保管する場合に、火災防止措置

② 木くず等の保管・使用に関する基準

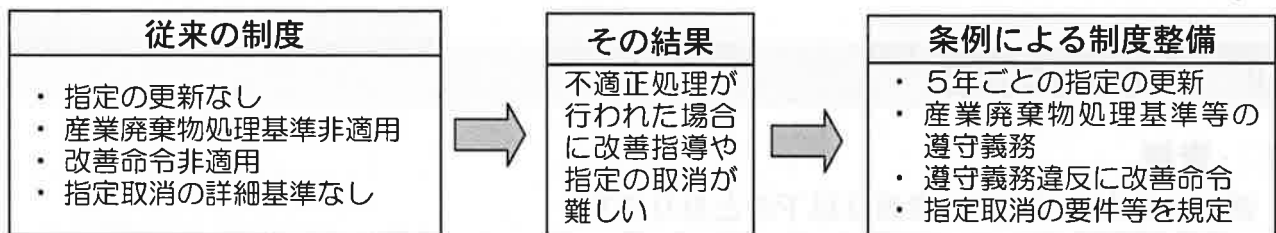
- ・ 木くず及び木くずチップの保管日数制限
- ・ 木くずチップのマルチング基準
- ・ スキー場ゲレンデへのマルチングの禁止
- ・ 路面保護、緑化吹き付け材の使用基準 等

(2) 排出事業者等の講ずべき措置

<p>① 排出事業者の講ずべき措置</p> <p>a 適正処理を確保するために必要な措置 b 不適正処理された場合に速やかに適切な措置</p> <p>※ 知事による支障除去等の勧告・公表あり</p>	<p>② 工事発注者の講ずべき措置</p> <p>工事受注者が建設廃棄物を適正に処理できることを確認する努力義務（一般県民も含む）</p>
<p>③ 工事発注事業者の講ずべき措置</p> <p>a 工事受注者による建設廃棄物の処理計画、処理状況等の確認 b 不適正処理された場合に速やかに適切な措置</p> <p>※ 知事による支障除去等の勧告・公表あり</p>	<p>④ 工事受注者の講ずべき措置</p> <p>a 工事発注事業者への建設廃棄物の処理計画、処理状況等の説明 b 工事発注者の説明要請への誠実な対応</p> <p>※ 知事による義務履行の勧告・公表あり</p>
<p>⑤ 土地所有者の講ずべき措置</p> <p>a 土地の適正管理努力義務 b 廃棄物を処理する者に土地を使用させる場合の適正管理 c 使用させた土地で廃棄物の不適正処理をされた場合に速やかに適切な措置</p> <p>※ 知事による支障除去等の勧告・公表あり</p>	

3 再生利用業者の指定

法で、収集運搬業や処分業の許可を不要とできるこの制度について、法令で規定されていない制度の詳細を整備することで、制度の積極的活用を可能とし、小規模な資源化の取組を容易にしています。



※ 「再生利用業者指定」：営利を目的とせず他者の産業廃棄物を確実に再生利用する場合には、知事の指定を受けることにより法の業許可を不要（手数料も不要）とする制度

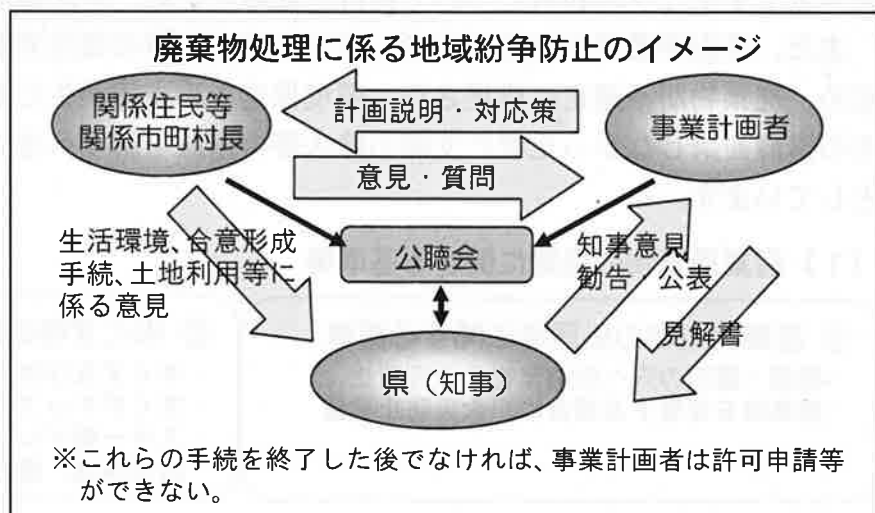
4 廃棄物の処理施設の設置に係る合意形成の手続

(1) 周辺地域の生活環境に対する配慮等

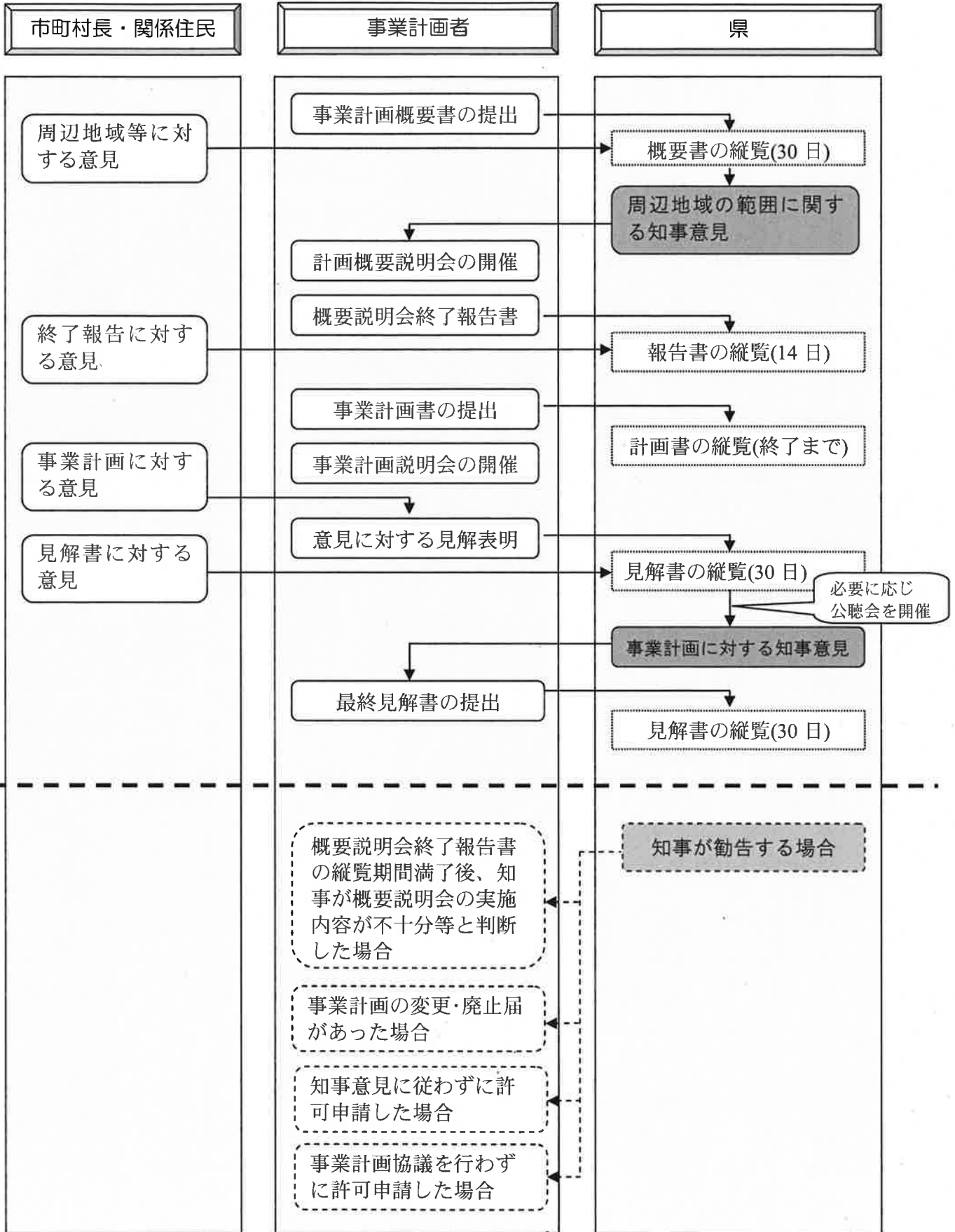
廃棄物処理業者などに、①周辺地域の生活環境に及ぼす影響に十分配慮すること、②地元との環境保全協定の締結努力を求め、また③事業場に処理状況の帳簿を備え置き、関係住民等に開示することを義務付けています。

(2) 事業計画協議

産業廃棄物処分業や施設設置の許可申請などに先立ち、事業計画者と関係住民等が、開かれた場において十分なコミュニケーションを行い、その過程を通じて事業計画をより良いものとし、もって関係住民等との合意形成を図るための手続です。



事業計画協議のフロー



注)・事業計画協議が終了した後でなければ、事業者は許可申請等ができない。
 ・これらの手続の過程で、事業者が計画を廃止することは随時可能